朴委員からの質問及び回答②

資料２－３－２

|  |
| --- |
| 〔施策名〕大阪府公立学校教員採用選考〔上記資料のページ番号〕43ページ |
| 〔質問内容〕府の教員採用試験で多くの外国籍教員が採用され、本名での勤務の働きかけもあると聞いており素晴らしいことだと考えている。しかし採用後、教育現場ではマイノリティである外国籍教員に対する継続したフォローアップや支える体制はあるのか。また、現状は、管理職になれないという条件で外国籍教員は採用されているが、「指導主事」にもなれないのか。経験を積んで専門職として活躍できる外国籍教員が少なからずいると思うが…。 |
| 〔回答〕○　外国籍教員の状況につきましては、毎年度当初及び機会をとらえて、校長及び各市町村教育委員会から状況を聞きとらせていただいております。○　外国籍教員の方々につきましては、その特性や能力等を活かすことができるよう、状況を把握し、学校や市教育委員会・府教育庁が連携をとり支援していくと同時に関係機関とも連携を図りながら支援に努めております。○　指導主事の職務は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条第３項により規定されており、指導主事は公の意思形成への参画に携わることとなります。○　そのため、公務員に関する当然の法理という考え方から、日本国籍を有しない教員を充てることは、制度上、難しい状況にあると認識しております。○　今後とも、日本国籍を有しない教員にも管理職への道を開くよう、文部科学省に対して粘り強く働きかけてまいります。　（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律　第18条第３項指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。 |